



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年12月4日(金) 第9857号

目次

	ページ
告 示	
○保安林予定森林(森林保全課)	2
○道路の区域変更(道路管理課)	2
○道路の供用開始(同)	3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	3
公 告	
○開発工事の完了(建築課)	3
落 札	
○落札者等の決定(会計管理課)	4
○同(精神医療センター)	4

■ 告 示

◎群馬県告示第314号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和2年12月4日

群馬県知事 山本 一 太

1 保安林予定森林の所在場所 安中市上後閑字宮掛2593の1、甘楽郡南牧村大字大塩沢字夏内丙2230、2233、2242の1、乙2249、字井戸久保甲2256、乙2256、2257、甲2258の1、乙2258、丙2258、2261、2262、甲2263、字鈴ノ平乙2267、乙2268、2269、2275、乙2278から乙2280まで、2280の4、2281の1、2281の3、2282の1、乙2282、2283

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

安中市上後閑字宮掛2593の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課並びに安中市役所及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月4日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	足利伊勢崎線	太田市石橋町845番の6地先から同市寺井町891番の2地先まで	前	7.8～8.9	215.0
			後	9.8～12.1	215.0

◎群馬県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月4日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	前橋大間々桐生線	前橋市上泉町33番の6地先から同市同668番の4地先まで	令和2年12月4日

◎群馬県告示第317号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

令和2年12月4日

群馬県知事 山本 一 太

出合原1地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱7号と1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	郡市	町村	字	地番
1	桐生市	黒保根町下田沢	西裏路	3480番1
2	同	同	同	同
3	同	黒保根町宿廻	橋上沢	1713番3
4	同	同	同	同
5	同	同	同	1715番
6	同	同	同	同
7	同	同	同	同

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県桐生土木事務所において縦覧に供する。

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和2年12月4日

群馬県知事 山本 一太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字篠塚字陣屋2013-3、2013-7、2013-9	太田市高林南町615番地31 モガキミュキラクアタ
2	佐波郡玉村町大字下新田1028-1	佐波郡玉村町上新田1758番地2 コンフォールB202 井田亮平、井田史織
3	邑楽郡明和町新里878-2、878-3	邑楽郡明和町南大島1130番地2 町営住宅 新田団地B棟313 大塚成実、大塚愛
4	佐波郡玉村町大字藤川58-1、58-3、58-4、59-4の一部	伊勢崎市乾町100番地2 株式会社イーアス 代表取締役 波多野任

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和2年12月4日

群馬県知事 山本 一太

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 オンライン授業用物品 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県会計局会計管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和2年11月20日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社前橋大気堂 群馬県前橋市本町二丁目2番16号
- 5 落札金額 48,141,720円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和2年10月9日

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和2年12月4日

群馬県立精神医療センター院長 赤田 卓志朗

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量 医療情報システム機器等更新及び保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立精神医療センター事務局医事課 群馬県伊勢崎市国定町二丁目2374番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和2年10月29日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社ナイス 愛知県名古屋市中区葵一丁目16番地38号葵ガーデンビル2階
- 5 随意契約に係る契約金額 248,501,440円

- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号該当

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
